

再 評 価 書

事業名	森林整備事業	事業区分	森林基幹道野又越線	室 名	森林保全室
事業概要	工 期 (下段:前回)	平成3年~30年	全体事業費	6,560百万円(負担率:国50:県50:他0)	
		平成3年~25年	(下段:前回)	6,560百万円(負担率:国50:県50:他0)	

事 業 目 的 及 び 内 容

(1) 所在地

紀北町大字十須字江竜地内の国道422号を起点とし、大台町大字検原字野又谷の国道422号を終点とします。

(2) 事業の目的

紀北町、大台町両町の基幹的な林道として地域の森林整備を促進します。併せて、古くから文化的な交流があった両地区を連絡する生活道として、海と山の資源を活かした交流を通じた地域活動を促進し、両地域の振興を図ることを目的とします。

(3) 全体計画

- ① 全体延長 : 15,500m [うちトンネル840m]
- ② 全幅員 : 5m
- ③ 全体事業費 : 6,560,000千円 (423千円/m) [うちトンネル2,100,000千円]
- ④ 事業予定期間 : 平成3年度~平成30年 (28年間)

(4) 利用区域の森林資源の状況

利用区域面積は1,378ha、民有林は1,111ha、そのうち人工林866haで、民有林の人工林率は78%です。国有林が267haあり、そのうち29haが人工林で国有林の人工林率は11%です。人工林の85%が16~60年生の間伐対象年齢で、7%がそれ以下の下刈り、除伐等の手入れが必要な森林です。

事 業 主 体 の 再 評 価 結 果

1 再評価を行った理由

平成15年に三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。再評価実施後5年を経過しましたので同要綱に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

(1) 事業着手

平成3年度全体計画調査実施、平成4年度より5工区で着工、現在は3工区で実施中。

(2) 進捗状況(平成19年度末の事業量)

- ① 完成延長 : 11,098m (進捗率:72%)
- ② 事業費 : 3,186,400千円 (進捗率:49%)

(3) 課題

平成16年災害の影響で遅れが生じたため、事業期間を5年間延ばさざるを得ず、完成が平成30年度となります。

(4) 利用区域内の森林整備状況

期 間	H 20 調 査 時 点		備 考
	整備面積	うち間伐	
H5~19	1,706 ha	815 ha	
H20~24	332 ha	265 ha	

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

(1) 周辺環境の変化

- ① 旧宮川村は、平成18年1月に旧大台町と合併し、大台町となりました。
旧紀伊長島町は、平成17年10月に旧海山町と合併し、紀北町となりました。
- ② 平成16年災害により、県中南部を中心に甚大な被害を受けましたが、大台町では死者、行方不明者7名という人的被害をはじめ、ライフラインが寸断され、紀北町とともに特に激甚な被害を受けました。
- ③ 平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が制定され、平成18年3月には「三重の森林づくり基本計画」を策定し、10年間で8万ヘクタールの間伐実施を目標に森林整備を推進しております。
- ④ 地球温暖化防止を目的とした、京都議定書の第一約束期間が本年度からはじまり、日本に課せられた6%の削減目標のうち、3.8%を森林吸収分として認められているため、国を挙げて森林整備に取り組んでいます。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

費用対効果は、前回1.64から、今回は1.74へと増加しております。

	前 回	今 回	増 減
B(便益)	10,365,072 千円	12,367,259 千円	2,002,187 千円
C(費用)	6,327,102 千円	7,088,532 千円	761,430 千円
B/C	1.64	1.74	0.10

4-2 地元意向

- (1) 大台町では、主要な産業である林業の振興と、森林の適正な管理を推進するため、また紀北町では、尾鷲ヒノキの産地であり林業振興が重要な課題であることや、豊かな水産資源の背景となっている森林に対する住民の関心が高く、森林の適正な管理が求められているため、さらに国道422号の工事着工の目途がたたないなか、両町の連絡路としての役割も期待されることから、事業の継続を望んでいます。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

地形にあった波形線形の採用や、路肩の縮減、またコンクリート擁壁に替えて補強土壁工を積極的に活用し、土工量及び法面保護工を削減しコスト削減を図ります。

5-2 代替案

当路線の利用区域内の森林整備を図り、両町を連絡する必要があることから、当林道を開設する以外に代替案はありません。

再 評 価 の 経 緯

《平成15年委員会意見》

- ・生活道路として共有する林道の幅員を変更する際、車両などの安全な通行に配慮されたい。
- ・林道事業が、森林の公益的機能をさらに一層発現し、また、木材生産がより活発になり、林業振興に直接寄与する取組を総合行政として具体的に検討されたい。

《対応状況》

- ・幅員が減少する箇所には標識を設置し、見通しを確保するためカーブミラーを設置するなど、通行の安全確保に努めています。
- ・平成16年度に、県の森林・林業行政を一元化するとともに、人材の育成、基盤の整備、作業の機械化、施業の団地化など林業振興及び森林整備を推進する施策に取り組んでいるところです。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、コスト削減と環境配慮に努めながら早期完成を目指し、事業を継続いたしたい。